研修・人材養成の在り方に係る論点

- 児童家庭福祉におけるソーシャルワークに係る専門性の向上を図るため、研修や人材養成の 在り方についてどのように考えるか。
- 現行の義務研修(児童福祉司任用前・任用後、スーパーバイザー、児童相談所長、要対協調整担当職員)やその他の研修を含めた全体の研修体系や人材養成のプログラム、内容、実施方法等についてどのように考えるか。
 - ・各義務研修の在り方
 - ・都道府県やブロック単位での研修の在り方
 - ・現場の実践(OJT、SV)を通じたソーシャルワークに関する専門性の向上のための方策
 - ・オンライン研修、e-ラーニング等のICTの活用 等
- 研修や人材養成に係る実施体制についてどのように考えるか。
 - ・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし等の研修の実施体制
 - ・都道府県やブロック単位での研修の実施体制
 - ・都道府県域を越えた実習(SV、司法関与等)
 - ・大学の講座等との連携
 - ・資格団体の研修との連携
 - ・スーパーバイザー(SVのSV)等の派遣